

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和 7 年 7 月 9 日に公告した条件付一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称 倶知安町プール絵本館複合拠点施設建設 機械設備工事
- (2) 工事の場所 虻田郡倶知安町南 3 条東 4 丁目 1-2 の内、1-5 の内
- (3) 工事の期間 契約締結日から令和 9 (2027) 年 5 月 31 日
- (4) 工事の概要 倶知安町プール絵本館複合拠点施設実施設計に基づき、条件付一般競争入札で受注者を決定し、次に掲げる工事を実施するものである。
 - (ア) 倶知安町プール絵本館複合拠点施設建設（機械設備工事一式）
 - a 建物用途 水泳場・図書館その他これに類するもの
 - b 構造階数 鉄筋コンクリート造、地上 2 階
 - c 延床面積 2,474.44 m²

※地中熱ヒートポンプ導入工事及び外構工事は令和 8 年度に別途発注する

- (5) 本工事は地域社会への貢献を目的に、下請負人の選定や資材の調達については倶知安町内の企業を積極的に活用すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

本工事は、単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による条件付き一般競争入札とする。

単体企業により入札に参加する者は、次に掲げる（1）及び（3）から（9）の条件を、共同企業体により入札に参加する者は、次に掲げる（2）及び（3）から（9）の条件をすべて満たしている者とする。

ただし、この入札に参加する同一の企業は、単体企業又は共同企業体のいずれかの形態をもって当該入札に同時に参加することはできない。

(1) 単体企業の資格

- (ア) 令和 7 (2025)・令和 8 (2026) 年度、倶知安町競争入札参加資格者名簿に許可業種として管工事で登録されており、同種の経営規模等評価結果の総合評定値が 750 点以上であること。
- (イ) 後志管内に本店又は支店（主たる営業所）を有すること。

(2) 共同企業体の資格

(ア) 共同企業体の結成方法等

- a 構成員の数は 5 社以内とすること。
- b 結成は、自主結成とする。
- c 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度については、次に定めるものとする。
 - ① 2 社の場合 30 パーセント以上
 - ② 3 社の場合 20 パーセント以上
 - ③ 4 社の場合 15 パーセント以上
 - ④ 5 社の場合 10 パーセント以上

(イ) 共同企業体の代表者の資格

- a 令和 7 (2025)・令和 8 (2026) 年度、倶知安町競争入札参加資格者名簿に許可業種として管工事で登録されており、同種の経営規模等評価結果の総合評定値が 750 点以上であること。

- b 北海道内に本店又は支店（主たる営業所）を有すること。
- (ウ) 共同企業体の構成員は1社以上、後志管内に本店又は支店（主たる営業所）を有する者であること。
- (エ) 共同企業体の各構成員は、本工事にかかる他の共同企業体の構成員となっていない者であること。
- (3) 単体企業または共同企業体の代表者は、過去15年間（平成22（2010）年度以降）に、次に掲げる同種及び類似の新築・増改築工事の機械設備工事（管工事）を、請負・完了引渡しした実績を有する者であること。
- (ア) 建物種別 教育・体育・文化施設、官公庁事務所
- (イ) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
- (ウ) 延床面積 2,000 m²以上
- (エ) 階数 2階建以上
- ※過去の同種・類似工事を共同企業体で請負したものについては、当時の共同企業体の出資比率が2社の場合30%以上・3社以上の場合20%以上の構成員であった場合に限るものとする。
- (4) 入札の執行までの間に、倶知安町建設工事等競争入札の参加資格に関する手続要綱（平成13年倶知安町要綱第19号）に基づく、指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 建設業法（昭和24年政令100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を有し、かつ、これらの者を配置できること。
- 配置予定技術者は、次に掲げる基準を全て満たし、本工事を専任で配置するとともに、現場代理人を常駐で配置すること。
- なお、現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と兼務できる者とする。
- (ア) 配置予定技術者は、本工事に対応する建築業法の許可業種に係る、各技術者資格を有する者であること。
- (イ) 監理技術者は、監理技術者資格者証又は監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (ウ) 配置予定技術者は、「条件付き一般競争入札参加資格審査申請書」を提出する日の前3か月以上の雇用期間があること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 倶知安町暴力団排除条例（平成24年条例第24号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- （資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- なお、資本関係及び人間関係とは、次に掲げるものをいう。
- (ア) 資本関係
- 次のいずれかに該当する2社の場合 ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
- a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する 2 社の場合。ただし、a については、会社的一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 12 号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役員又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記（ア）又は（イ）と同視うる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(9) 5,000 万円以上を下請契約して工事を施工する場合、単体企業又は共同企業体の代表者は、特定建設業の許可が必要であること。

(10) 共同企業体での入札参加にあたっては、事前に町建設課に共同企業体協定書を提出し、その写しを資格審査申請書に添付すること。

※前回入札にて提出済みの場合でも新たに協定書の締結の上で提出が必要となります。

3 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

(ア) 建設業法第 3 条第 1 項の許可証の写し

(イ) 類似工事の施工実績調書

(ウ) 配置予定の技術者に関する調書

(エ) 特定関係調書

(オ) 総合評点値通知書の写し

(カ) 共同企業体協定書の写し※単体企業の場合を除く

(キ) 返信用封筒（申請者の住所・氏名を記載し、簡易書類料金分の切手を貼付した長 3 号の封筒）

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 10 日（木）から令和 7 年 7 月 17 日（木）13 時 00 分まで

9 時 00 分から 17 時 00 分まで（※ただし 7 月 17 日は 13 時 00 分まで）

(3) 提出場所

俱知安町教育委員会社会教育課施設計画係

虻田郡俱知安町南 3 条東 4 丁目 2-2 俱知安町文化福祉センター（公民館内）

(4) 提出方法

持参することとし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

(ア) 書類の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しない。

(ウ) 提出された書類は、無断で他に使用しない。

(エ) 提出期限以降における申請書又は書類の差し替え及び再提出は認めない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和 7 年 7 月 22 日（火）までに書面により通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- （１）入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和 7 年 7 月 31 日（木）までの（土曜日及び日曜日・祝日を除く。） 9 時 00 分から 17 時 00 分までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

提出先：倶知安町教育委員会社会教育課施設計画係（倶知安町公民館内）

- （２）理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日以内に書面により回答する。

6 契約条項を示す場所

倶知安町教育委員会社会教育課施設計画係

虻田郡倶知安町南 3 条東 4 丁目 2－2 倶知安町文化福祉センター（公民館内）

電話 0136-22-0230

7 入札執行の場所及び日時

- （１）入札場所

倶知安町役場 2 階会議室

- （２）入札日時

令和 7 年 8 月 8 日（金）10 時 30 分

※建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事を一括で実施する

- （３）その他

入札執行に当っては、町長より、入札参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

8 郵送等による入札

- （１）郵送等による入札は認めない。
（２）電報による入札は認めない。

9 入札保証金及び契約保証金

- （１）入札保証金 免除
（２）契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（ア）保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

（イ）保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

- (ウ) 施行令第 167 条の 5 第 1 項の規定により町長が定めた資格を有する者で。過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ証明した者であり、その者が該当契約を締結しないととなるおそれがないと認められるとき。
- なお、共同企業体での契約の場合は、契約保証金は免除とする。

10 入札書記載金額

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11 消費税等課税事業者等の申し出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

12 仕様書、図面等の貸出し、質疑、回答

- (1) 入札の参加を希望する者には、特記仕様書、図面及び参考数量（以下「設計図書等」という。）を貸出すものとし、その方法等については、次のとおりとする。

(ア) 貸出し期間

令和 7 年 7 月 9 日（水）から 8 月 7 日（木）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）
9 時 00 分から 17 時 00 分まで。（※ただし 7 月 9 日は 16 時 00 分以降）

(イ) 貸出し場所

俱知安町教育委員会社会教育課施設設計画係
虻田郡俱知安町南 3 条東 4 丁目 2-2 俱知安町文化福祉センター（公民館内）

(ウ) 貸出し方法

「設計図書等の貸出し申請書」を提出し、設計図書等（DVD-R）の貸出しを受けるものとし、本件に関する入札及び契約以外の目的での設計図書等の利用を禁止する。

(エ) 設計図書等の返却、データ消去

貸出した設計図書等（DVD-R）は入札日に持参し、返却するものとする。
設計図書等を貸出した場合で、入札参加資格申請を提出しないなど、入札参加しない場合は、確定となった時点で速やかに返却すること。尚、複写保存したデータは入札時をもって一式消去すること。

- (2) 設計図書等をもって現場説明会に代えるものとする。

- (3) 設計図書等に関して質疑がある場合は、質疑書（Word 形式）を令和 7 年 7 月 25 日（金）13 時 00 分までに以下に示すとおり電子メールにて提出すること。

なお、質疑がない場合であっても同様に、その旨を質疑書（Word 形式）へ記入のうえ電子メールにて提出すること。

- | |
|---|
| <p>○宛先：俱知安町教育委員会社会教育課施設設計画係</p> <p>○アドレス：syakai-kyouiku@town.kutchan.lg.jp</p> <p>○件名：質疑書</p> <p>○本文： 〈以下の事項を記載すること〉</p> <ul style="list-style-type: none">・共同企業体名または会社名／担当者名／回答返信先のメールアドレス・対象工事：建築主体工事／電気設備工事／機械設備工事 のいずれか・質疑：あり／なし <p>※質疑が無い場合もその旨を質疑書（Word 形式）に記載しメールのこと</p> |
|---|

※質疑書提出の翌日（土曜日及び日曜日、祝日を除く）までに、メール收受の返信が無い場合は、未着の可能性があるので事務局へ照会すること

- (4) 電話や口頭での質疑や質疑受付日以外に提出された質疑は受付しない。
- (5) 質疑に対する回答は、令和 7 年 7 月 30 日(水) に、回答書を電子メールにて送信する。
- (6) その他、閲覧図書等説明書による。

13 支払条件

- (1) 本工事は令和 7 年度から令和 9 年度にわたる債務負担行為事業であり、それぞれの年度における出来高予定額に対する支払限度額以内の金額で支払いを行う。
- (2) 前払金
工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結した場合は、当該年度の金額（支払限度額）に対し 4 割以内で前払金を請求できる。
- (3) 中間前金払
当該年度の金額（支払限度額）に対し 2 割以内で中間前金払を請求できる。
- (4) 部分払
当該年度の金額（支払限度額）以内の額とする。各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。
令和 7 年度 1 回、令和 8 年度 2 回、令和 9 年度 1 回
※ただし、中間前金払と部分払は選択とする。

14 契約書作成の要否

必要とする。

15 予定価格等

- (1) 予定価格 公表しない。
- (2) 最低制限価格 設定する。
- (3) 入札の執行回数は 2 回とし、再々度入札は行わない。
- (4) 工事内訳書は、入札の際に提出すること。

16 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、俱知安町財務規則（平成 13 年 俱知安町規則第 16 号）第 131 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加者は、俱知安町の競争入札心得を遵守すること。
- (3) この入札の執行は、公開する。
- (4) 予定価格が 5,000 万円以上の工事の場合は、俱知安町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 俱知安町条例第 3 号）に基づき議会の議決を要するため、落札者決定後、速やかに仮契約を締結し、議会の議決後に本契約を締結する。
- (5) その他不明な点は、俱知安町教育委員会社会教育課施設計画係（俱知安町公民館内）に照会すること。TEL：0136-22-0230 e-mail：syakai-kyouiku@town.kutchan.lg.jp